

資 料

平成28年度 探究型学習推進プロジェクト事業実施要項

平成28年4月1日
山形県教育委員会

1 趣旨

小学校・中学校・高等学校を通じて、児童生徒の学びが基礎的な知識・技能の習得にとどまらず、教科の枠を越えても知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や、主体的に学習に取り組む態度を育成するものとなるよう、県教育委員会と市町村教育委員会、学校が連携し、大学からの支援を得て、効果的な授業づくりの研究や本県独自の学力・学習状況調査を実施しながら、探究型学習の普及を図る。

2 事業内容

本事業では、以下の事項等に係る活動を実施する。

(1) 義務教育課による事業集約

義務教育課において、事業の運営・集約等、事業の総括を行う。

事業を推進するため、「探究型学習推進のプロジェクトチーム」（以下、「プロジェクトチーム」）を組織する。「プロジェクトチーム」は、義務教育課長、同主任指導主事、同指導主事、各教育事務所主任指導主事、同指導主事、県教育センター研究・情報課長、同主任指導主事、同指導主事、高校教育課主任指導主事、同指導主事、によって構成する。また、必要に応じて、推進協力校所管市町教育委員会指導主事を加えて事業についての協議を行う。

(2) 県教育センターにおける理論研究

県教育センターにおいて、探究型学習の在り方や授業づくりについて、理論研究を行う。

(3) 推進協力校における実践研究

- ・ 県内8地区（東南村山、西村山、北村山、最上、東置賜、西置賜、鶴岡・田川、酒田・飽海）から、それぞれ、小学校・中学校1校ずつを推進協力校とし、授業実践を行う。
- ・ 推進協力校は、授業公開を行い、周辺地域への探究型学習の普及を図る。
- ・ 推進協力校は、年度ごとに、計画書と報告書を提出する。
- ・ 推進協力校は、推進の取組に当たって作成した指導案、年間計画等（カリキュラム・マネジメントに係る資料等）、その他資料等取組の成果を県教育委員会に提供し、探究型学習の普及に協力するものとする。

(4) 教育事務所による支援

- ・ 各教育事務所では、推進協力校に対して、所管市町教委と連携し、継続的に支援を行う。また、高等学校への支援チームは、高校教育課に置く。
- ・ 教育事務所において、推進協力校での授業実践、資料及び報告書等の取りまとめを行う。

(5) 推進協力校以外の協力

- ・ 事業の推進にあたり、山形大学からの支援を得ることとし、その一環として山形

大学附属幼稚園・小学校・中学校からも協力を得る。

(6) 推進協議会の開催

- ・各推進協力校間の情報交換を行い、小学校・中学校・高等学校を通じての系統性を確保するとともに、実践の成果及び課題、今後の方向性、取組や普及のあり方等について協議し、県内における探究型学習の推進及び普及をねらいとした推進協議会を、年に3回開催する。
- ・推進協力校16校からの代表者のほか、スーパーグローバルハイスクールとスーパーサイエンスハイスクールに挑戦する高校計4校からの各代表者、プロジェクトチームのメンバーが参加する。
- ・推進協議会において、プロジェクトチームと推進協力校所管市町教育委員会代表者による取組の進捗状況や今後の方向性等について協議する場を設ける。
- ・推進協力校は、推進協議会において探究型学習推進に資する協議が行われるよう、情報や資料を提供する。

(7) 山形県学力等調査の実施

- ・探究型学習で育てたい学力を評価する問題（学力調査問題）と学ぶ意欲や学び方に関する質問紙（学習状況調査用紙）を作成し、県内の小学校5年生と中学校2年生を対象に実施する。

3 事業の委託

- (1) 2(3)の事業については、各推進協力校を所管する市町教育委員会を事業実施団体として事業を委託する。
- (2) 2(7)の事業については、問題用紙・解答用紙の印刷と配送、解答用紙の回収と採点、学校用資料・個人成績表・教育委員会用資料の作成を、一括して業者に委託する。

4 委託期間

- (1) 2(3)の事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から平成29年3月10日までとする。
- (2) 2(7)の事業の委託期間は、別に定める。

5 委託手続き

- (1) 2(3)の事業を実施する市町村教育委員会は、事業実施計画書（別紙様式1-1、1-2）及び所要経費計画書（別紙様式2-1、2-2）を県教育委員会に提出する。
- (2) 県教育委員会は、上記(1)により提出された実施計画書等の内容が適切であるか、確認する。

6 委託経費

- (1) 県教育委員会は、予算の範囲内で、事業の実施に必要な経費を委託費として支出する。

- (2) 契約締結及び支払を行う場合には、県の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従うこととする。

7 事業完了の報告

- (1) 2(3)の事業の事業実施団体は、事業実施報告書(別紙様式3-1、3-2)及び経費実績報告書(別紙4-1、4-2)を作成し、県教育委員会に提出する。
- (2) 事業実施報告書等については、県教育委員会においてその集録を編集し、公表することができるものとする。また、事業実施報告書等のほか、事業実施団体の取組、年間計画、成果及び課題等についての資料を添付する。

8 その他

- (1) 県教育委員会は、必要に応じ、事業の実施状況及び経費処理状況について、実態調査を行う。
- (2) 県教育委員会は、委託を受けた事業の実施が、当該委託の趣旨に反すると認めるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。

調査研究担当者

| | | | |
|---------|--------|-------|-------|
| 研究・情報課長 | 渡部 和行 | 指導主事 | 加藤 咲子 |
| 主任指導主事 | 村上 ゆかり | 指導主事 | 奈良崎芳晴 |
| 指導主事 | 多田 晃 | 指導主事 | 三浦 浩子 |
| 指導主事 | 山科 勝 | 指導主事 | 宮舘 新吾 |
| 指導主事 | 楯 泰和 | 長期研修生 | 齋藤 愛美 |
| 指導主事 | 大宮 裕一 | 長期研修生 | 山田 健介 |
| 指導主事 | 星川 仁一 | 長期研修生 | 金野 重元 |
| 指導主事 | 五十嵐千裕 | | |

発行 平成 29 年 3 月
発行者 山形県教育センター
天童市大字山元字犬倉津 2515
TEL 023 (654) 2155
URL <http://www.yamagata-c.ed.jp>